

地域で取り組む支え合い

要援護者見守り支援に 取り組んでいきます

市では、地震や風水害などの災害発生時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などの「要援護者」が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう要援護者見守り支援の取り組みを行っています。

要援護者見守り支援事業とは

近隣住民、区長、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織の方々など、地域の皆さんにご協力をいただきながら「地域での見守り体制」をつくる取り組みです。

地域の皆さんに、要援護者を支える支援者となつていただき、災害発生時の安否確認や避難のお手伝い、平常時における声掛け運動など、地域ぐるみで見守り支援を行います。

申請の受け付けは 随時行っています

要援護者対象者 次の①から④までのいずれかに該当する方

- ① 高齢者（65歳以上の方）
- ・ひとり暮らし
- ・高齢者のみの世帯
- ・日中・夜間独居世帯
- ・要介護3以上（要介護3〜5の方）
- ② 障がいのある方
- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・療育手帳④、A
- ・精神障害者手帳1級
- ・難病患者

- ・障害程度区分3以上（障害程度区分3〜6の方）
- ③ 状況によつて手助けが必要となる方
- ・妊産婦、乳幼児、児童、外国人など
- ④ その他援護を必要とする方

申請方法

申請書（社会福祉課および各総合支所福祉課で配布）に必要事項を記入し、提出してください。（郵送可）

申請書記入上の注意

- ① 要援護者となる方は、地域支援者や関係機関に対し、要援護者本人の個人情報を提供することの同意が必要
- です。また、申請書に記載した個人情報を関係機関に開示することを、緊急連絡先および支援者になる方から、あらかじめ同意を得てください。
- ② 支援者の欄には、ご近所の方や日ごろから交流のある方などを記入しますが、あらかじめ支援者として登録することに同意を得てください。

既に登録済みの皆さんへ

区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の方が訪問し、支援内容や支援

者等の未記入部分、変更等の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

支援者とは

災害発生時または災害の発生が予測されるときに、安否の確認や避難の手助けを行うなど、要援護者の支援を行っていたたく方です。また、平時においては、声掛け運動等を通じて、日常生活の見守りなどを行っていただきます。なお、支援者は、災害時の支援を強制されるものではありません。また、避難誘導等に関して責任を負うものでもありません。

地域の皆さんへ

この事業は、地域の皆さんの善意と協力によって成り立つもので、災害発生時に支援を強制するものではありません。要援護者の近所にお住まいの方は、支援者になつていただくなど「要援護者見守り支援事業」へのご協力をお願いします。

民間事業者による見守り支援

近年、核家族化の進行や単身世帯の増加、地域社会における住民相互のつながりの希薄化など、社会情勢が変化してきており、単身高齢者などが地域で孤立したまま周囲の誰からも気付かれずに亡くなれるという大変痛ましい事案が全国各地で発生しています。

そこで、市では、平常時の見守り支援の充実を図るため、水道・電気・ガスといったライフライン事業者や郵便

局・新聞販売店など定期的にご家庭を訪問される事業者の皆さんと「要援護者見守り支援に関する協定書・覚書」を締結し、事業者の方々と連携した見守り支援のネットワーク化に努めています。事業者の方が、新聞や郵便物が何日も溜まっているなどの異変に気付いた場合には、すぐに市へ連絡していただき、市では関係機関等と連携しながら安否確認などを行います。

要援護者見守り支援に関する 協力事業者の皆さま

- （順不同・敬称略）
- 株式会社日本ウォーターテックス、東京電力株式会社春日部支社、新日本ガス株式会社、東彩ガス株式会社、鷺宮ガス株式会社、社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部加盟店（有限会社平澤商店、有限会社社学校裏、道祖土商店、有限会社伊藤商店、加登屋商店、株式会社山中五郎商店、株式会社イケダ、有限会社池田油店、有限会社飯島ガス、社団法人埼玉県LPガス協会北東支社、同栗橋地区、南彩農業協同組合、埼玉みずほ農業協同組合、日本郵便株式会社久喜郵便局、同栗橋郵便局、新聞販売店（YC久喜、同久喜東、同菖蒲、同栗橋北部、同栗橋南部、同鷺宮、同東鷺宮、ASA久喜、同栗橋、同鷺宮、毎日新聞久喜東部販売所・久喜西部販売所、同鷺宮販売所）
 - 問合せ 社会福祉課社会福祉係（内線3221）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線140／栗橋・内線237／鷺宮・内線161）